

清水市民活動センター 指定管理者の募集について

H21.11.5 市民生活課

1. 施設名称 静岡市清水市民活動センター（清水区港町二丁目 1-1）
2. 業務内容 詳細は仕様書の別表。
情報収集・提供（情報コーナーの運営、情報誌の発行、ホームページの運営など）
市民活動に関する相談（設立相談、活動相談など）
講座・講演会等（啓発講座、人材育成講座など）
市民、団体、関係機関等との間の連携・交流の事業
施設提供（オープンスペース、事務ブース、情報コーナー、会議室、メールボックス、貸しロッカー、印刷作業室）
3. 指定期間 3年（平成22年4月1日～平成25年3月31日）
4. 指定管理料 20,417,000円（うち消費税及び地方消費税の額972,238円）
5. 公募の条件 以下の条件をすべて満たすこと。
法人その他の団体、又は、複数の法人等により構成されるグループであること。
法人格の有無は問いません。
静岡市内に事務所等活動拠点を有すること。
市民活動団体の育成及び市民活動センターの施設管理、運営を円滑に遂行できる能力を有する団体であること。
6. 選考方法 審査委員会：3名（内訳 学識経験者、市民活動団体関係者、市民生活部長）
選 考：第一次選考（書類審査） 第二次選考（公開プロポーザル方式）
7. スケジュール
・募集説明会 10/28
・募集期間 11/2～12/28
・審査 1月上旬